

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だいしやう そうそく だい じやう だい じやう
第1章 総則(第1条—第3条)

だいしやう こ けんり だい じやう だい じやう
第2章 子どもの権利(第4条—第8条)

だいしやう やくわり せきむ だい じやう だい じやう
第3章 役割と責務(第9条—第14条)

だいしやう すいしんたいせい だい じやう だい じやう
第4章 推進体制(第15条—第18条)

ふそく
附則

こどもたちは、社会の宝、未来への希望であり、保護者はもちろん、私たちが市民にとってもかけがえのない存在です。家族や友達、学校園、地域社会など、多くの人々との関わり合いや、年齢に応じた様々な体験を通して、人として大切な道徳性や社会規範、生きる力等を獲得し、自立した大人へと成長していきます。

子どもたちは、お互いに信頼し合い、地域に貢献し、ふるさとを大切に思い、やさしさと思いやりのある大人になりたいと願っています。

私たちが新見市民の願いは、子どもたちが、温かいぬくもりを感じられる家庭、学校園、地域社会やみどりゆたかな美しい自然環境の中で、安心して遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、健やかに育つことです。また、大人になっても、ふるさと新見を愛する心を持ち続けてもらうことです。

しかしながら、現代社会においては、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、いじめ、虐待、子どもをめぐる犯罪等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、地域の将来の発展を担う子どもの健やかな成長を図るためには、全ての市民が、子どもと真摯に向き合い、その思いを受け止めていくことが大切です。そのためには、家庭、学校園、地域社会、事業主及び市が、心を一つに連携協力し、市民全体で子どもを育てていくことが強く求められます。

よってここに、子どもの育ちを市民全体で支援することにより、すべての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現を図るため、本条例を制定します。

だいしやう そうそく
第1章 総則

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、家庭、学校園、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育てや子どもの育ちを市民全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、未来を築く新見市の全ての子どもが、家庭や地域から愛され、心豊かで健やかに成長していくことを目的とします。

ていぎ
(定義)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、親や親に代わって子どもを育てる立場にある人をいいます。
- (3) 「学校園」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、子どもが通園、通学する全ての施設をいいます。
- (4) 「地域社会」とは、地域に住む人や、地域のために活動している団体をいいます。

(5) 「事業主」とは、市内で事業活動を行う個人や法人をいいます。

基本理念

第3条 子どもの育成についての基本理念は、次のとおりとします。

(1) 子どもの育成は、家庭、学校園、地域社会、事業主及び市が、主体的にそれぞれの役割や責務を果たすとともに、相互に連携協力して行います。

(2) 子どもの育成は、子どもの人格や意見を尊重し、社会において一人の人間としての権利が守られることを認識するとともに、「健やかな体」「豊かでたくましい心」「ふるさと新見を愛する心」を重要な柱ととらえ、さらに社会の一員としての責任感や連帯感をもつ子どもを育てることを基本として行います。

(3) 子どもの育成は、子育てに中心的な役割を果たす家庭を市全体で支援するとともに、大人一人ひとりが主体的に関わりながら行います。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の尊重)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができます。

2 子どもは、自分が大切にされると同様に、他者を大切にしようとするものとする。

3 子どもは、年齢及び成長に応じ、まちづくりに参加することができます。

(生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きていくために、主として次のことが保障されます。

(1) 自分の考えや気持ちを自由にもつこと。

(2) 個性や他の人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 夢や志を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全安心に生きていくために、主として次のことが保障されます。

(1) 虐待やいじめなどあらゆる暴力や、有害な環境から守られること。

(2) いかなる差別も受けないこと。

(3) プライバシーや名誉が守られること。

(育つ権利)

第7条 子どもは、豊かに育つために、主として次のことが保障されます。

(1) 遊び、学び、休息すること。

(2) 文化、芸術、スポーツに親しみ体験すること。

(3) 自然に親しむとともに、地域の文化、伝統、産業などについて学ぶこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、社会における様々な活動に参加し、主体的に生きる力を高めるために、主として次のことが保障されます。

(1) 自分の意見や考えを自由に表すことができ、それが尊重されること。

(2) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。

(3) 社会参加への適切な支援が受けられること。

第3章 役割と責務

(保護者の役割)

だいじょう ほごしや こ いくせい じんかくけいせい だいいちぎてき せきん お こ じかく こ しんしん
第9条 保護者は、子どもの育成や人格形成に第一義的な責任を負うことを自覚し、子どもが心身
ともに健やかに成長するよう、家庭における子どもの居場所づくりや温かい信頼関係づくりに努め
なければなりません。

ほごしや こ せいちよう おう きほんてき せいかつしゅうかん しやかいきほん み つと
2 保護者は、子どもの成長に応じ、基本的な生活習慣や社会規範が身につくよう努めなければなり
ません。

がっこうえん やくわり
(学校園 の 役割)

だいじょう がっこうえん こ いくせい じゅうよう せきむ にな じかく つぎ かか やくわり は
第10条 学校園は、子どもの育成に重要な責務を担っていることを自覚し、次に掲げる役割を果
たすよう努めなければなりません。

こ はつたつだんかい おう しゅうだんせいかつ たしや かか とお ゆた にんげんせい
(1) 子どもの発達段階に応じ、集団生活における他者との関わりを通して、豊かな人間性や
社会性を育むこと。

こ ねんれい がくねん おう たし がくりよく ぎのう み しゆたいてき まな
(2) 子どもの年齢や学年に応じ、確かな学力や技能を身につけさせるとともに、主体的に学び、
様々な課題を自ら解決しようとする力を育むこと。

こ 子どものいじめや虐待等の早期発見に努め、全力でその解決に取り組むこと。

しょう こ てきせつ しえん とく
(4) 障がいがある子どもへの適切な支援に取り組むこと。

かてい ちいきしやかい れんけいきよりよく はか ひら きょういくかんきよう つと
(5) 家庭や地域社会との連携協力を図り、開かれた教育環境づくりに努めること。

きょういく あかた ずいじこひようか がいぶひようか とく けいえい かいぜん つと
(6) 教育の在り方について随時自己評価や外部評価に取り組み、経営の改善に努めること。

ちいきしやかい やくわり
(地域社会 の 役割)

だいじょう ちいきしやかい ちいき こ ゆた にんげんせい しやかいせい はぐく じゅうよう ば
第11条 地域社会は、地域が子どもの豊かな人間性や社会性を育む重要な場であることを
認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

そうご れんけいきよりよく こ あんしん せいかつ かんきよう つと
(1) 相互に連携協力して、子どもが安心して生活できるよう、その環境づくりに努めること。

こ ちいき いちいん ちいきぎょうじ さんか ちいき しぜん ぶんか きかい ていきよう
(2) 子どもが地域の一員として、地域行事に参加し、地域の自然や文化にふれる機会を提供するよう
努めること。

こ 子どもたちへの積極的な関わりを努めるとともに、保護者への情報提供や交流の場づくり
に努めること。

じぎょうぬし やくわり
(事業主 の 役割)

だいじょう じぎょうぬし こ いくせい みらいしやかい にな て そだ たいせつ いとな にんしき
第12条 事業主は、子どもの育成が未来社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識
し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

ほごしや あんしん しごと こそだ りよりりつ しよくばかんきよう きんむじょうけん かいぜん つと
(1) 保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりや勤務条件の改善に努め
ること。

がっこうえん おこな しよくばけんがく しよくばたいけんとう かつどう せつきよくてき きよりりよく
(2) 学校園が行う職場見学や職場体験等の活動に積極的に協力すること。

し せきむ
(市の 責務)

だいじょう し こ いくせい かん じょうれい めぎ じつげん む つぎ かか せきむ は
第13条 市は、子どもの育成に関し、この条例の目指すものの実現に向けて、次に掲げる責務を果
たさなければなりません。

こ いくせい かん しさく かんけいぶきよく けいきよりりよく そうごうてき けいかくてき すいしん
(1) 子どもの育成に関する施策について、関係部局で連携協力し、総合的、計画的に推進
すること。

こ 子どもの人権や権利を守るため、様々な機会を通して市民への広報に努めるとともに、子どもへ
のあらゆる人権侵害に対して、速やかに対応し、必要な擁護に努めること。

ほごしや がっこうえん ちいきしやかい およ じぎょうぬし れんけい はか やくわり おう
(3) 保護者、学校園、地域社会及び事業主との連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた
取組を推進するための支援を行うこと。

こ してん いけん はんえい とりくみ すいしん
(4) 子どもの視点や意見を反映する取組を推進すること。

じょうれい ないよう ひろ しみんぜんたい こうほう
(5) この条例が目指すものや内容について、広く市民全体に広報すること。

ぎかい せきむ
(議会の責務)

だい じょう ぎかい こ いくせい かん し しさく こうかてき すいしん かんしおよ ひょうか
第14条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等を行わなければなりません。

だい しやう すいしんたいせい
第4章 推進体制

けいかく さくていとう
(計画の策定等)

だい じょう し こ いくせい しえん そうごうてき けいかくてき すいしん けいかく
第15条 市は、子どもの育成にかかる支援を総合的、計画的に推進していくための計画(以下「計画」という。)を策定します。

2 計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を尊重するとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じるよう努めます。

3 計画を策定したときは、速やかにその内容を公表します。

4 計画に基づいた取組の結果については、評価・見直しを実施し、分かりやすく公表します。

そうだんたいせい
(相談体制)

だい じょう し きやういく ふくし ほけんおよ ிரりよう ぶんや こ かん そうだん しえん おこな
第16条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における子どもに関する相談や支援を行う関係機関との密接な連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制の充実に努めるものとします。

すいしんかいぎ
(推進会議)

だい じょう し ほごしや がっこうえん ちいきしやかいおよ じぎようぬし きやうどう こ いくせい かが とりくみ
第17条 市は、保護者、学校園、地域社会及び事業主と協働して子どもの育成に関わる取組を総合的かつ計画的に進めていくために、推進会議を設置します。

2 推進会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

こ かいぎ
(子ども会議)

だい じょう し こ してん いけん しさく はんえい ば こ かいぎ せつち
第18条 市は、子どもの視点や意見を施策やまちづくりに反映させるための場として、子ども会議を設置します。

2 子ども会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

ふ そく
附 則

じやうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成31年5月5日から施行する。